

人型ロボット「Pepper」の立体商標登録について

ソフトバンクロボティクスグループ株式会社（以下「ソフトバンクロボティクスグループ」）は、2014年6月に発表し、2015年6月に一般発売した人型ロボット「Pepper」の形状が、このたび特許庁により立体商標として登録されましたのでお知らせします。



「立体商標」とは、1996年に導入された制度で、商品やサービスの出どころを特定する立体的な形状を「商標」として登録し、保護するものです。今回の登録は、ロボットそのものの外観だけで、ソフトバンクロボティクスグループの人型ロボットであると広く一般的に認識されることが認められたことを意味します。

ソフトバンクロボティクスグループは、より多くの方に愛される Pepper のブランド構築を目指し、さまざまな取り組みを進めています。

- SoftBank およびソフトバンクの名称、ロゴは、日本国およびその他の国におけるソフトバンクグループ株式会社の登録商標または商標です。
 - その他、このプレスリリースに記載されている会社名および商品・サービス名は、各社の登録商標または商標です。
-